委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年9月3日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等	
	○ 知事	
2. 都道府県名	栃木県	
3. 市区町村名	宇都宮市	
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番 号	9-1	
	http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/jumin/mynumber/gaiyo/1013816.html	

執行機関名 宇都宮市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	宇都宮市医療費助成に関する条例(昭和48年条例第11号)による医療費の助成に関する事務であって市長が定めるもの(子ども)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		宇都宮市個人番号の利用に関する条例 別表第1 第1の項 宇都宮市医療費助成に関する条例(昭和48年条例第11号)による医療費の助成に 関する事務であって市長が定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	宇都宮市医療費助成に関する条例第1条
の事效の揺らせいけられ	全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、 <u>医療を受けた者</u> に対し、その負担すべき医療費の一部を市が助成することにより、 <u>市民の健康の増進に寄与</u> することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		宇都宮市医療費助成に関する条例 宇都宮市医療費助成に関する条例施行規則